

25土対第67号
平成25年8月30日

(一社)長崎県建設業協会 様

長崎県企画振興部土地対策室長



平成25年度「土地月間」の実施について

かねてより「土地月間」の実施につきましては格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度におきましても、別添のとおり国土交通省より実施要綱の送付があり、10月を「土地月間」に、10月1日を「土地の日」と定め、その期間中は土地についての様々な普及・啓発活動が行われることとなっております。

つきましては、土地について県民の理解を深めるため、広報活動等につきましてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

取扱者

土地対策室：松本
県庁内線：2041・2042
直通電話：095-895-2041

平成25年度「土地月間」実施要綱

1. 目 的

土地基本法においては、土地についての基本理念や施策の基本となる事項等が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務として、広報活動等を通じて土地についての基本理念に関し、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとしている。（第六条）

本月間は、公共の福祉の優先等土地についての基本理念について広く国民の理解を深めるとともに、土地関係施策について広報活動を行うことにより、土地について国民の理解と関心を高め、土地関係施策のより実効ある推進に資することを目的とする。

2. 実施期間

自 平成25年10月 1日（火）

至 平成25年10月31日（木）

（初日である10月1日を「土地の日」とする。）

3. 主 唱

国土交通省

4. 実施主体

国土交通省及び地方公共団体、土地関係団体等

5. 実施要領

（1）趣 旨

本実施要領は、国における「土地月間」の実施内容の基本事項を定めるとともに、地方公共団体、関係団体等に対する要請の基本事項を定めることにより、国、地方公共団体等が行う一体的かつ総合的な広報活動を確保し、これにより本月間の趣旨の効果的な実現を図るものである。

（2）実施内容の基本事項

土地についての基本理念、土地政策の目標、土地問題の現状と課題等について、次の方法による広報活動等を展開する。

平成25年8月27日現在

平成25年度 土地月間 実施計画

- 趣 旨:土地についての基本理念等の普及・啓発を図るとともに、土地関係施策等に関する広報活動を行うことにより、土地に対する国民の理解を深め、併せて土地関係施策のより実効ある推進に資する。
- 実施期間:平成25年10月1日(火)～平成25年10月31日(木)までの1ヶ月間
(10月1日を「土地の日」とする)
- 実施主体:国土交通省、地方公共団体及び土地関係団体等

【平成25年度実施計画】

(1)ポスター等の作成、活用

ポスター、パンフレット及び啓発冊子の作成・活用により、月間趣旨の浸透を図る。

ポスター	国の機関、地方公共団体、関係団体等に配付し、庁舎及び行事会場等に掲示する。
パンフレット	土地市場の動向、土地政策の目標、土地の適正な利用などの説明を簡潔にまとめたパンフレットを作成し、国の機関、地方公共団体、関係団体等に配付する。
啓発冊子 (わかりやすい土地読本)	土地市場の動向、土地政策の目標、土地の適正な利用などを分かりやすくまとめた冊子として作成し、国の機関、地方公共団体、全国高等学校、図書館及び関係団体に配付する。

(2)関係団体の主催による講演会等の実施

(公社)日本不動産鑑定士協会連合会	○無料相談会 日時:月間期間中 (平成25年10月) 場所:全国約150市区町村
(一財)土地情報センター 近畿不動産鑑定士協会連合会 (社)大阪府不動産鑑定士協会	○平成25年度「土地月間」記念講演会 日時:10月8日(火) 13:00～15:00 場所:大阪市中心公会堂 大集会室(ホール)